

平成20年第1回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成20年3月13日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 0時06分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	10番	足利光治君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

欠席議員(2名)

9番	平野洋一君	11番	遠山昭二君
----	-------	-----	-------

出席説明員

市長	田苅子進君	副市長	相山愼二君
副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部 次長兼建築課長	土岐浩二君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 会 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 会 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 会 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 会 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 会 長 伊 藤 暁 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 会 長 佐 藤 準 一 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 会 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 会 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 会 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員、11番 遠山昭二議員から欠席の届出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。18番 牧野勇司議員。

18番(牧野勇司君)(登壇) 2008年第1回定例会に当たり、当面する諸課題について市長の見解をお伺いいたします。

まず、質問の第1点目は、サフォークランド土別プロジェクトについてであります。

第1に、全国全道への発信基地に向けてお聞きいたします。

全国の研究者や生産者でつくる日本綿羊研究会の第52回大会が昨年10月25から26日、本市で開催され、私も参加し、公聴いたしました。研究発表会では、道内外の大学、研究機関の5人が人工受精技術の研究成果や海外の生産地視察などについて発表され、また本市の羊肉加工品の開発などについて土別の取り組みも報告されました。

一方、道北産羊肉のブランド化を進めることなどを目的とする道北地区めん羊協議会の設立会議も開催され、その事務局を本市が担当することになりましたが、まず新年度から道北地区の羊肉生産振興に向けてどう取り組んでいくのか、その方策についてお知らせください。

また、市内の農業生産法人かわにしの丘しずお農場では、サフォーク種のラム肉料理を提供するファームレストランと羊の飼育体験も加味されたファームインの建設が本格的に進められ、川西町の農場に本年7月オープンを目指しております。私も昨年、現地を視察いたしました。これはグリーンツーリズムの拠点ともなる壮大な民間プロジェクトであります。

そこで、道の新一村一雇用おこし支援事業は、地域の雇用創出と建設業等の新分野進出などの新事業展開を支援するものですが、かわにしの丘は本市の地域づくりと連動し、十分その要件を満たすものだと私は考えますが、支援策は受けられるのでしょうか。

また、上川市長も「上川まるごと魅力発信事業」で、食と観光を推進する地域重点戦略をPRする予定であります。新年度において、東のかわにしの丘、西の羊と雲の丘、この東西の丘の連携、情報発信、そして地域活性化をどのように展望されていくのかお伺いいたします。

次に、増産計画と家畜共済制度についてであります。

事業の基本戦略であるサフォーク飼養頭数を2014年までに1,000頭に増産する計画であります。その進捗状況をお知らせください。

また、めん羊は農業災害補償法に基づく家畜共済の対象となっており、獣医師を依頼すると多額の費用が必要となることから、私はその支援策について提唱させていただきました。そこで、19年度より生産農家の負担軽減を図るため、上川北共済に委託し、薬や注射器代の一部を助成する家畜共済土別版を実施しておりますが、その活用状況と新年度の計画についてお知らせください。

次に、第3には食のブランド創出に向けてであります。

農産物の地域ブランド化は、2006年に地域団体商標制度が始まり、その商標を取得し、販売を広げる機運が高まっております。そこで農水省は、より実力のあるブランド育成に向けて、新年度から農産物の地域ブランド化に本腰を入れるようであります。内容は、3カ年間継続して助成し、商品開発から販路開拓まで一貫して支援する事業を創設するものであります。

一方、北海道は環境問題が主なテーマとなる7月の北海道洞爺湖サミットで、環境にやさしい農業への取り組みを国内外にアピールし、おいしくて安全で安心できる世界に通用する食の北海道ブランド創出にはずみをつける考えであります。そこで、先ほど申し上げた特許庁が地域名と商品名を組み合わせた地域団体商標制度を創設して間もなく2年を迎えます。この制度には、地域のブランドを保護し、地域活性化を目的に農水産1次品、工業製品、加工食品など多くの出願が寄せられているのであります。私は、本市のレトルトスープカレー、オリジナルラム肉料理などを土別ラム肉として商標登録を申請すべきであると考えますが、見解を求めます。

また、昨年の道北地区めん羊協議会の席上、道農政部の担当者が今がブランド化の好機として、道内産ラム肉の統一ラベルづくりを内部検討していることを報告いたしました。新年度から、それが実現されるのかどうかについてもお知らせください。

次に、愛食レストランについてお伺いいたします。

偽装問題などの発生により、食の安全・安心への消費者意識が一層高まる中、道産食材を使ったこだわりの料理を提供する飲食店として、北海道が認定する北のめぐみ愛食レストランに上川管内から昨年12月現在、27店が認定されています。管内では、トマムのシカ肉のハンバーグ、下川の手延べうどん、富良野のオムカレー、そして土別産ラム肉を使ったスープカレーなど、自慢料理を出す27店にステッカーと認定証が交付され、道のホームページなどでPRされているのであります。残念ながら、土別からの認定はホテル翠月だけであります。

私は、地元食材の消費拡大と地産地消を目指し、広く道内外へ情報発信するためにも、本市の第三セクター施設を初め、民間の宿泊施設や飲食店などへも認定に向けて積極的に働きかけるべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

次に、第4には、以前にも提唱した新しい仕事おこし、つまり地元企業の設立への支援策についてであります。

地元産ラム肉を使ったレトルト食品「羊のまちのスープカレー」の売れ行きが好調で、本年度は当初計画の倍近い7,200袋が製造されたようであります。昨年6月定例会で、私は地域資源を活用した自立的産業おこしは、地域の活性化に大きく寄与することを申し上げました。答弁は、地産地消の観点あるいは地域振興の面からも、原材料から加工、製造、食品販売に至るまで一貫して土別産を発信できる最も望ましい形になる。鋭意対応していくとのことでありました。その後、体制整備は進んでいるのでしょうか、協議内容をお知らせください。

次に、新規事業のカレーのまち土別についてお伺いいたします。

土別産スパイスと地元食材を活用したオリジナルカレーの展開が楽しみであります。カレーは、すべての栄養を吸収でき、地産地消に直結するという利点があります。スパイス栽培は、全国で初めてと聞きますか、新規事業として今後の展望についてお知らせください。

次に、質問の第2点目は、地域医療の充実と特徴を生かした病院づくりについてお伺いいたします。

まず第1に、C型肝炎ウイルス検査についてお尋ねいたします。

本年1月11日、薬害C型肝炎被害者救済特別措置法が成立いたしました。法の前文に、国の責任と再発防止が明記され、薬害C型肝炎訴訟の原告団が求めた救済策が盛り込まれました。しかし、特別措置法の対象者は約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者感染者のごく一部に限られております。この薬害は、20年以上も放置されてきた被害であり、この長い経過によって多くの医療機関のカルテが破棄されました。そのため、薬剤投与の事実を証明できない多くの感染患者の方々がいるのであります。救済については、原告として訴えを提起し、裁判所の判断が必要となります。対象者は、1964年から1994年ころまでの期間に血液製剤フィブリノゲン製剤を使用されたことが証明できる方であり、C型肝炎に感染された方であり、本年2月末で、和解した原告は全国で108人と報道されています。

そこで、本年1月中旬、C型肝炎ウイルス検査をお受けくださいとの政府公報が各家庭に配布されました。保健所で受診すれば、基本的に無料であることから、名寄保健所に問い合わせると、昨年4月1日から本年1月中旬まで、約10カ月間で5件、政府公報配布後、約1カ月間で39件との回答でありました。土別市立病院も、フィブリノゲン製剤納入先医療機関に掲載されておりますが、いつの時期にどの程度納入され、このうち投与件数はどのくらいか。また、その記録が保管されているのか。加えて現在、市民からの問い合わせ状況と担当部局はどこか。また、どのように対応されているのかお知らせください。

一方、医師法24条により診療録、いわゆるカルテは5年間の保存義務が課せられております。そこで、本市市立病院は何年間保存され、また交通事故等の場合は永久保存すべきだと私は考えるのでありますが、それらの保存状況についても、この機会にお伺いいたしておきます。

次に、第2には、自治体病院の広域化・連携構想についてであります。

先月の総合計画集中審議の答弁で、上川北部の中核病院である名寄市立総合病院への経営統合を働きかけていることを初めて市民に明らかにしました。具体的には、名寄の病床を診療報

酬の高い急性期、土別を症状が安定した回復期患者向けに特化させる方向で検討されたが、試算の結果、双方に利点が見込まれず、昨年12月から残念ながら具体的協議は中断されているようであります。

名寄市でも先般、第1回定例会市議会の代表質問で、この問題が取り上げられ、私も議会ライブ中継を視聴いたしました。代表質問の議員からは経営統合について、多額の不良債務を抱えている土別との経営統合は現状では困難ではないのか。あるいは、新聞報道されている経営統合は土別方の一方的な願望なのかなどの質問に、島市長は、要約すると両市だけでは問題解決には限界がある。医師を派遣している旭川医大や道を含めた四者で連携、協議がなければ、統合の方針は出せないとの慎重に対応する姿勢の答弁でありました。

そこで、名寄市と協議を継続するためにも、土別市として病床数など今後の対応について早期に具体案を再度示す必要があると私は考えます。経営統合は、一朝一夕に達成できるものではありません。将来の統合を目指すのであれば、まずは広域連携による医師の派遣、次に一部事務組合方式による連携、そして経営統合の順ではないでしょうか。地域医療を守るためにも、早期に具体案を示し、協議を再開することを強く求める次第であります。

次に、第3に特徴ある病院づくりについて伺います。

土別の優位性を生かした名寄との機能分担は重要であります。スタッフの高度な医療技術を生かした道内の公立病院では初めてと言われる脊椎専門外来を過日、2月上旬に開設しました。また、3月に入り、リハビリの外来診療、療養診療科を開設し、本市のホームページでもその情報を発信しております。私は、これらの取り組みについて大きく期待を寄せるのでありますが、今日までの予約の状況、患者の動向についてお知らせください。

一方、昨年4月に道北地方の公立病院で初めて開設した糖尿病センター、この糖尿病教室の発表で市立病院の菊池診療放射線技師が全国学会で優秀演題として高い評価を受けたことが報じられております。このように活躍されている職員も多数いるのであります。

そこで、人間ドックの拡大についてであります。本市健診センターは、市立病院に併設し、外来診療と分離されております。その優位性を生かし、特定健診による増加も含め、受診契約健康保険組合等へPRして、新規事業所の獲得を図れないか。そして、予防医療の充実も視野に入れ、現在の1日11人から20人へ拡大できないかお尋ねいたします。

次に、人工透析の増床についてであります。

現状の診療体制は、外科医が担当し、ベッド数は18床で患者数約50人です。月曜から土曜まで二部透析が行われております。一般的な血液透析のほか、血管ろ過透析、腹膜透析を積極的に取り入れ、体に優しい透析をモットーに実施されています。私は、この透析センターを増床し、1人でも多くの患者を受け入れる施策を検討すべきであると考えますが、見解を求めます。

さらには、空き病棟の有効利活用について、当面3階の小児科病棟を有料で付き添いや見舞い客に開放できないかとの要望が市長と語る会が出されました。その後の対応策についてお知

らせください。

次に、第4に病院改革推進会議についてお尋ねいたします。

病院の現状を職員全体で共有し、解決することを目的として、2月中旬、病院内部に設置されました。具体的協議内容をお示しください。

また、2月下旬には、本庁部長職を中心とする職員による市立病院の方向性を考える会が自主的に開催されたとのことでもあります。「地域医療の危機をどう乗り越えるのか」と題して、病院職員からスライドを通して講演があり、意見交換もなされたようでもあります。私は、今求められているのは、職員の持っている無限の能力を発掘し、総合力で地域医療の崩壊を食い止める必要があります。そのためにも、市長は全職員が進取の気概を持って、取り組む手法を示すべきだと考えますが、見解を求めます。

次に、第5には地域力についてであります。

総合計画で議論となりました基本理念である地域力とは、市民が中心となって、そして自立的に課題の解決や地域の価値を創造する力ですと説明されています。私は、その中でも今一番求められているのは、人の力ときずな力ではないかと考えます。市政執行方針で、過日、地元紙に市立病院の現状を心配された市民の方の御意見が寄せられていたことに触れられています。その投稿内容は、要約すると市立病院の運営の危機は市民の命の危機です。道内には、士別に縁のある医師もたくさんいるでしょう。医療や介護の設備は、老後の生活地の最大の選択肢です。市立病院の機能が縮小したら、老後に安心して住めるでしょうか。残念ながら、ふるさとを離れる市民が大勢出ると思います。今ここで、全市民が我がふるさとを守るために知恵を出し合い、行動を起こすことで市立病院を守りましょう。士別を愛する一市民よりとの内容であります。私も、その考えに共感いたしました。病院と市民が向き合う、医師は都市部に偏在している、士別のまちづくりに共鳴する医師は必ず存在すると思慮するのであります。旭川医大との連携の必要性は十分理解いたしますが、今こそ協働のまちづくりの視点で知恵を出し合い、地域力を発揮するときではないでしょうか。早期に市民の意見、知恵を聴取する体制整備を求める次第であります。

次に、第6には適正な病院の規模についてお伺いいたします。

20キロ北に高度医療を提供できる名寄センター病院が存在します。そして、本年4月から市民の願いとは裏腹に、常勤医は2名減り、6月末には内科医がまた1人転出し、残念ながら本年度の17人から14人になると聞き及んでいます。一体、20年度中に常勤医は何人になるのでしょうか。過疎化に拍車がかかり、高齢社会を迎えた今日、この地に住み続けることが可能な地域医療は何としても確保しなければなりません。

そこで、現状の常勤医師と地域医療圏人口から、適正な病床数は何床なのか。また、一次救急医療対応のため、常勤医の労働過重軽減策として、市の診療所及び市内開業医に休日当番医制に加え、日直、当直の協力依頼はできないものか。そして将来、開業医に施設の一部を提供するオープン病院としての可能性についても、今後模索すべき課題だと私は考えますが、この

際見解を求めておきます。

質問の最後は、国・道への粘り強い要請活動についてであります。

まず、国に対しては、今回、公立病院改革ガイドラインで創設された特例債について、発行要件の弾力的運営を求める必要があります。それは、特例債の償還年限7年を延長すること、利息払いの全額を交付税措置すること、2009年度以降発生不良債務も経営安定期までは特例債措置を拡大すること、また病院事業債にかかわる補償金免除繰上償還について、私は以前から申し上げてきておりますが、資本費の比率を判断基準にすることにより、本市のように究極の行政改革である市町村合併を実現し、一方で多額の不良債務を抱えている市立病院が該当にならないという矛盾施策の見直しについて、引き続き強く要請する必要があります。市の試算によると、5%以上の病院事業債22億円を繰上償還できると、約2.2億円もの額が負担軽減されるからであります。

次に、道に対しては、広域化・連携構想のアイデアだけにとどまらず、地域と一緒にまず汗をかくべきであります。そこで、道が責任を持って大学病院や大規模病院などと連携し、医師確保対策を講じること。大学院生を半年間程度、地域医療に勤務させる施策を検討すること。広域化・連携構想が具現化すれば、通院距離が拡大するため、住民の足を守る通院助成事業を創設し、該当自治体へ財政支援することなどについて要請すべきであると考えております。

以上、市長の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からは、サフォークランド土別プロジェクトについて御答弁申し上げ、地域医療の充実と特徴を生かした病院づくりにつきましては、私もこれまで機会あるごとに基本的な問題について御答弁をしてきておりますので、この際、その他病院のいろいろな内情も含めて、事務局長のほうから答弁をいたすようにいたしておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、昨年10月に日本綿羊研究会が本市で開催されたことを契機に設立されました道北地区めん羊協議会における新年度の取り組みについてであります。この協議会は、近年、全国的な健康志向の高まりなどによって、道産羊肉に対する引き合いが増加し、道内各地におきまして増頭に向けた生産体制の強化が図られる中で、羊は豚や牛のように市場が大きく開けていないことなどから、この飼養に当たっては種畜の確保や生産技術から流通販売、さらにはこれらに係る情報の収集、発信のためのシステムが整っていないなど、個人では解決できない多くの課題があるため、全道組織等の連携のもとに国や道の振興方策も見据えて、近隣の地域が手を結ぶことによって、交流を通しての羊の改良に向けた情報交換や種畜の供給システムの確立を図ることを目的として設立したものであります。

新年度の取り組みといたしましては、改良の基礎となる登録手続やラム肉としての証明の根拠となる出生確認制度が十分に浸透していない現状を踏まえ、地域生産者の合意を形成する中で、登録や出生手続を促進するための全道的に統一されたルールづくりに取り組み、さらには



協議会会員の参加によって飼養管理技術の向上や固体の改良に向けての共進会を計画をしており、安全・安心な生産物の出荷体制の確立とともに、めん羊経営の安定化を目指すものであります。

次に、かわにしの丘、羊と雲の丘の連携による情報発信や、あるいは地域活性化についてありますが、お話のように建設業から新たに農業分野に参入しました農業生産法人につきましても、本年からサフォーク肉を使用したレストランや丘陵地にある自然景観の優位性を生かしての宿泊施設、さらには羊の飼育体験が計画され、本年7月の開業に向け、まさに羊にこだわった戦略的な営業展開が進められており、新たな雇用の場の創出とともに、本市のまちづくりの柱でもありますサフォークランド土別を振興する上でも大変心強く、大いに期待をしているところであります。

また、本計画に伴って、新たな雇用や地場産品を活用した農・食・観光の連携による事業が展開されることにより、建設業界等が新分野へ進出した場合の助成策であります道の新一村一雇用おこし支援事業の補助対象となる予定であります。このように、サフォーク羊を活用しての新たな取り組みについて、今後、本市独自の見て、食べて、体験することができる滞在体験型観光のメニューの中に組み入れ、よりきめ細かな旬の情報を発信することによって、交流人口等のさらなる拡大が図られるものと考えておりますし、観光は多くの業種に密接にかかわってくるだけに、本市経済の活性化の上からも相乗効果を期待するものであります。

次に、サフォーク飼養頭数1,000頭に向けた増頭計画の進捗状況であります。昨年7月に国の家畜改良センターと帯広畜産大学等の協力をいただく中で実施をいたしました季節外繁殖の試験は、60%の高い受胎率となり、昨年末には小羊83頭が早期に出産されて今後の増頭計画への新たな道が開けたものと考えます。このことによって、早期繁殖が可能となったことに加えて、規模拡大を目指す農家もありますことから、増頭計画は順調に推移をしているところであります。

また、本年度から実施をしているめん羊衛生管理委託事業の活用状況については、飼育農家におきましては5月から肺炎や外傷などの疾病が多く、12月に入ってから分産時の難産の介助などで本年2月末までの活用実績は4戸で、延べ35回の診療実績となっております。今後におきましても、まだ分産予定の羊もおりますことから、活用実績は増加すると見込んでいます。

このように、安心して飼育をすることができるように、新たな施策でありましたが、飼育農家におきましては十分活用されておりますので、新年度におきましても継続して実施をしてみたいと考えております。

次に、土別ラム肉の商標登録についてであります。

本市におきましては、これまで土別産ラム肉のブランド化の確立を図るべく、各種の取り組みを推進しており、この結果、道内におきましては有名レストラン等の料理の食材として使用され、特にこのたびフランス料理界の第一人者と目される三國清三氏が平成19年度現代の名工を受賞されましたことから、来月2日、札幌市で開催される祝う会において、この発起人に道

内外の著名人とともに私も名を連ねておりますことは、サフォークランド土別が一段と知名度を上げるといふ点で期待をしているものでもあります。

しかしながら、土別産ラム肉につきましては、需要に応じられるだけ生産されていないことにより、道外への供給は一部の商店街、飲食店に限られ、このため地域団体商標制度の登録要件であります道外まで一定程度周知が図られていることに該当は今のところせず、現時点での登録は難しいところであります。

このため、現在取り組んでおります綿羊の増頭計画を着実に進めることによって、道外にも出荷することが可能となりますので、今後各関係者と協力、連携をして、土別ラム肉の商標登録に向け、鋭意努力をいたしてまいりたいと考えております。また、道産ラム肉のブランド化に向けて統一したラベルづくりの実施時期についてであります。道はこの取り組みのため生産履歴などを明らかにするための登録制度の拡大や出生手続の明確化、与えた餌の記帳など、統一した生産出荷体制を定める必要があることから、現在、本市の生産組合も加盟する北海道の綿羊協議会などの指導機関との検討が進められており、管理運営する事務処理機関などをどこにするかなど課題も多く、早くも運用開始は21年度になると伺っております。

次に、道産食品を使用する愛食レストランについてであります。この認定につきましては道産食材を使用した料理を原則として2品以上提供していること、主食の原料は原則として道産食品を100%使用していること、副食の原材料として道産食材を積極的に使用していること、さらには原材料の産地表示を行っていることなどの必須要件を満たしますと、道のホームページや報道機関、専門誌などを通じて広くPRされるものであります。このため、地元産のサフォークラム肉や野菜などを活用して、多彩なメニューを開発、提供しております飲食店が市内には数多くありますので、この認定制度の周知を図り、1店でも多く認定されますように、この対応に鋭意当たってまいりたいと存じます。

次に、地元企業の設立支援にかかわって、体制整備の進捗についてであります。レトルトスープカレーの製造に熱意のある地元企業において試作をしたスープカレーの試食会を昨年6月に開催いたしました。この試食会では、参加者から市外業者に委託製造のスープカレーとほとんど味に遜色はないとの評価を受けた一方、会社側からは特にカレーの具材である食材ごとの分量の均一化を図ることが難しいとお話も伺ったところであります。

また、会社側との協議の中では、現在操業している工場の年間スケジュールの中で導入することが可能なかどうか、カレーのにおいが現在加工している商品に移らないかどうか、あるいは新設の場合に土地、機械の装備など、新たな初期投資に多額な事業費が必要となってくるため、雇用面も含め、国・道等の補助の道がないものかどうかなど、具体的な協議もいたしている状況であります。

したがいまして、これらの課題がすべてクリアされた時点におきましては、地産地消の観点から、あるいは地域振興の面からも、土別産の農畜産物を使用した生産、加工、販売をしっかりと担えるように、引き続きこの対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、お話の土別産カレースパイスの栽培とオリジナルカレーの事業展開についてであります。

カレースパイスの栽培については、昨年、普及センターの指導をいただいて、他の地域では行っていないスパイスも含めたオール土別産の取り組みとして十分期待が持てることから、試験的に栽培を行ってきたところであります。昨年の12月には、試験栽培をいたしましたコリアンダーとディルの2品目を基本に、土別産サフォーク肉と地場の米、野菜を使用し、試食会を実施をいたしました。辛さや香りなど、食味の増すスパイスとして大変好評でありました。また、本市では既にレストランにおきまして、本市独自のオリジナルスープカレーのメニューもありますことから、この地元産スパイスを活用し、より個性のある土別でしか味わうことのできない戦略的な商品として発信をしていくようにしていきたいと考えております。

以上、病院の問題につきましては、事務局長のほうから答弁をいたすことにいたしまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 地域医療の充実と特徴を生かした病院づくりにつきましては、私から答弁を申し上げます。

最初に、市立病院におけるフィブリノゲン製剤の取り扱いについてであります。

本年1月、政府広報によって、市立病院においてもフィブリノゲン製剤が納入された医療機関であるとの報道がなされましたが、製剤の使用期間については昭和59年6月から昭和63年4月までであり、その間に16本納入され、うち9本が投与されております。

新聞報道後、市立病院で診療を受けた患者の方から14件の照会があり、この期間内に該当する方が2名おりましたので、資料室内において該当者の診療録を探したところでありますが、既に廃棄処分がなされていたところであります。これまで、血液製剤に関する問い合わせは、薬局長が窓口となり、対応してきましたが、使用期間に該当する患者のほか、使用期間外の輸血に関する照会が12件あり、問い合わせのあった方々には無料で検査を希望する方は名寄保健所に照会するようお話しするとともに、市立病院で検査する場合は保健診療となることを伝えてきたところであります。

また、市立病院における一般的な診療録の保存は10年間ではありますが、交通事故等にかかわるものとあわせて、医者判断により、必要なものについては永久保存としているところであります。

次に、自治体病院の広域化、連携構想についてであります。

昨年来より、名寄市立総合病院との経営統合も含めて、収支計画を立てて協議してまいりましたが、早急に広域連携の結論を出すのは難しいとの判断に至ったことは、昨日の斉藤議員の質問にも答弁したところであります。

しかしながら、上川北部地域の医療を確保し、今後も安定的に病院経営を続けていくとなりますと、センター病院である名寄市立総合病院との連携については避けて通れない課題であり

ますので、今後も名寄市側と協議を進めてまいりたいと存じます。

また、名寄との協議を継続していくために、まずは広域連携による医師の派遣などを進めるべきだとのお話がありました。センター病院である名寄市立総合病院には、現在、研修医も含めて55名の医師が配置されておりますが、内科系の医師は十分な配置とは言えない面もあり、市立病院の必要な科に医師を派遣するとなりますと、名寄市側の診療体制の問題とともに、派遣を受けている大学とのかかわりもあり、すぐには解決できない課題も多いわけであり、今後、名寄市立総合病院との連携を進めていくためには、市立病院がいかにして不良債務の発生を抑え、経営の健全化を進めていくかが重要な課題であり、このことが具体的協議に入る基本であると考えております。

次に、特徴ある病院づくりについてであります。

市立病院は医師の転出が続いており、特に内科系医師の転出により患者数も減少の傾向にあります。このため、医療スタッフが持つ高度な医療技術を積極的に活用し、病院経営の改善につなげていくために、脊椎専門外来や療養診療科外来を開設したところであります。このうち、脊椎外来については2月より週1回、5名の枠で診療を開始いたしましたが、患者の希望が多いため、3月については週2回に枠を拡大し、診療を行っている状況にありますし、療養診療科外来においても3月より週2回の診療を開始し、1日2名程度の患者を受け入れている状況にあります。

次に、人間ドックのお尋ねがございました。本市の成人病健診センターでは、健診内容の充実を図るとともに、病院全体で健診に取り組む体制をとっており、現在は1日11名の枠で健診を行っており、住民の健康についての意識を高めてもらう目的と予防医学を充実させるために、新年度より特定健診の実施とともにドックの健診枠を1日15名に拡大していくこととしております。このため、各健康保険組合や共済組合を初め、各企業や事業所に対し、健診体制の拡大の周知を行い、受診者の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、人口透析についてであります。現在、午前・午後の2部透析により54名の患者に対応しております。透析センターは、昭和62年に10床からスタートし、平成10年に13床、13年に15床、そして平成18年には建物を一部改修して18床として運営してきており、最大68名の患者に対応できる体制となっております。ただいま透析センターを増床してはとのお話がありましたが、現在の建物の構造上からも増築は困難な状況にありますし、透析患者としての予備軍の方は現在いるものの、患者数の実態からして現在の病床で充足している状況にもありますので、現段階での増床は難しいものと考えております。

次に、空き病棟となっている3階東病棟の利用についてであります。

空き室となった部分で利用可能な部屋については、現在、医療情報管理室や看護研修室などとしての利用を行っておりますが、空き室を付き添いや見舞い客のためにファミリーハウスのようなものとして開放してはとのお話がありました。院内においては、現在、4階及び5階部分の談話室を付き添いの家族に開放しており、加えて3階部分を開放していくことは部屋の改修費

や警備上の問題もあり、難しいものと考えております。

なお、3階部分は手術室のフロアでもありますので、空き部分を家族の待合室としての利用など、何らかの有効利用ができないかどうか、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、市立病院改革推進会議のお話がありました。

現在の市立病院が置かれている状況を職員全員が認識するとともに、今抱えている問題を職員全体で解決していくために、今年2月に職員40名をもって立ち上げたところであります。協議事項につきましては、収益の増加対策、経費の節減対策、職員の意識改革、業務の見直し、再構築、今後の病院の方向性などを協議し、細部についてワーキンググループにおいて検討するとしております。既に、院内において数回の検討会が開催され、収益の増加対策については医師を交えての検討が加えられており、その成果は着実にあらわれているところであります。

更に、推進会議においては、今後も地域の医療を守っていくためにはどのようにしたらよいのかを職員全体に問いかけるとともに、解決のための方策を全体で協議してまいりたいと存じます。

また、具体的な方向性が決まれば、広く市民の皆さんの意見も求めるとともに、病院としての考え方を周知していくことも必要であると考えております。

次に、総合計画の基本理念である地域力についてのお話がありました。市政執行方針でも触れましたが、市立病院の将来を心配された方の意見として、将来にわたって医療が受けられ、老後も安心してこの地域に住んでいたいという方の意見でありました。市民の方々が安心して暮らしていくためには、地域医療の確立が必要であり、そのためには何としても医師の確保が重要な課題であります。医師確保については、これまでも豊田記念病院、順天堂大学医事課等などに出向き、医師派遣の働きかけをしてきましたが、なかなか実現に至っていないのが実情であります。

しかしながら、医師の確保は最重要課題となっており、従来の確保対策のほか、新たなネットワークづくりが重要で、士別とゆかりのある医師や関係する方々に対し、市民の皆さんの協力を得て、広く市民の情報を発信するとともに、市立病院の窮状を訴えながら、広く医師を募集していくことが必要であると考えております。

次に、適正な市立病院の規模はとのお尋ねがありました。

当院は、昭和62年に現在地に307床で開院したところであり、その後、平成15年に精神神経科病棟67床を廃止し、療養病床30床を開設したところであります。また、昨年4月からは3階東病棟40床を休止し、一般病床200床、療養病床30床の計230床をもって運営しているところであります。

そこで、病床数についてであります。先月の統計を見ますと、病床利用率84%、1日の平均患者数も193人となっており、今年、本年度並みの医師配置が可能であれば、現在の病床数をもって運営することが望ましいものと考えております。

しかしながら、新年度において現在の病床を維持していくことは、地域医療圏の人口の問題

だけではなく、医師や看護師の配置状況から見ても、困難となってきておりますので、今後の患者数の動向や看護師の配置数を見ながら、維持できる病棟数、病床数を検討していかなければならないものと考えております。

また、市内開業医及び診療所の医師に日直、当直の協力はできないのかとのお尋ねございました。

御承知のとおり、市内の開業医の皆さんは1医院を除き、いずれも1人で診療されている方で、年齢的にも高齢の方も多く、日直、当直の協力依頼は難しいものと考えております。このため、救急医療に対応し、かつ常勤医師の労働軽減策を行うには、旭川医大等に土曜、日曜の当直医師派遣を依頼していくことが今後必要になってくるものと思われま

更に、病診連携開放型共同利用病院、いわゆるオープン病院の可能性についてのお尋ねがございました。

北海道においては、空知管内奈井江町において導入されており、地元開業医が病院内の医療機器や病床を利用して診療に当たるというものであり、地域全体で継続的な医療を行っているケースであります。今後、開業医の先生方の考え方もあると思いますので、本市においてどのようなことが可能なのか検討課題としていきたいと存じます。

次に、自治体病院の経営健全化について、国や道へ財政支援措置を要請すべきとの御提言がありました。

自治体病院経営については、今や全国的な大きな課題となっていることから、全国市長会、北海道市長会などを通じ、各自治体から医師確保対策や再編ネットワーク化に対する財政支援、緊急医療体制確保のための繰り出しに対する交付税措置の充実、さらには診療報酬の見直しなど、さまざまな要望を強く行ってきたところであります。こうしたことを踏まえ、医師確保対策として医育大学の定員における地方枠の創設のほか、総務省の病院改革ガイドラインでは不良債務解消のための特例債の創設、再編ネットワーク化に対する交付税措置など、一定の支援が行われることとなったところでありますが、特例債が20年度限りの措置である上、償還期間も7年間と短期間であり、現実的にはその償還が非常に負担となると考えられますので、これらにあっては条件の緩和を要望してまいりたいと考えております。

また、本市の場合、議員のお話にあった公的資金の補償金免除繰上償還につきましても、非常に重要な事項でありますので、対象となる判断基準の資本費比率の見直しについては、再度強く要望してまいりたいと考えております。

次に、道が行っている広域化連携構想や医師確保対策等についてであります。

広域化連携構想については、現在、地域において協議検討が開始されたところでありますが、保健医療福祉推進協議会の審議経過を踏まえ、実現に向けての要請を行うとともに、現在、北海道が取り進めている地域医療体制確保に向けた方策を実現するためにも、医師確保対策や広域化に伴う交通手段の確保について今後とも強く要請してまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 平成20年度の定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

農業問題でありますけれども、まず初めに、土別市農業・農村計画でございます。このことにつきましては、1日目に伊藤議員が話をしております、一定の答えが出ておりますけれども、私からは農業者の立場で再度、土別市農業・農村活性化計画についてお尋ねをするものでございます。

今まで、この計画は1期計画、2期計画を経て、新たな土別市となって今年度審議され、20年度から始まる計画であります。第1期計画の策定に当たっては、タイトルとして「北の大地に活力と潤いある農業・農村を」目指すとなっております。それには、研さんと研究と創意を重ねて、収益性の高いもうかる農業を目指すんですよ。そのためには、農業の基本である土づくりをしっかりとしながら、農家所得の向上と安定を図るんですよ、そういう大きなタイトルでありました。2期計画策定に当たっては、WTO農業交渉や国の構造改革が本市農業に及ぼす影響は大きいだろうと、さらには国の米対策も大きく変化する中であって、土別市においてどのような対策を講じるのかということがなされましたし、また当然、1期計画の土づくりを基本とした中で、市民がこぞって協働の精神を持って、この農業地帯を守っていくんだよ、そういうのが大きなねらいであったはずでございます。

そこで、新たに始まる農業・農村活性化計画に当たっては、1期3年間、2期4年間、合計7年間の計画をどのような形で実績を評価したのか。そして、その評価に基づいて、新たに始まるこの計画をどのような形で組み立てていくのか、お伺いするものであります。

今日の農業情勢は、大きく変わろうとしております。特に、昨年からは農業政策が変わる中であって、御案内のとおり品目横断の所得安定対策が導入がされました。以前は、農業政策が変わっても、農業者がすべてその政策の恩恵に預かる政策だったんですけども、昨年からのこの政策は農業者に対して担い手の要件だとか、面積要件だとか、そういう大きな目標を立てる中で、大きな農業者をこれから養成していくんだよということであって、我が土別市においてその要件を満たさない、どちらかという小さな農家が大きな打撃を受けて、離農をしなければならないというような、そんなような状態もあったわけでありまして。

統計によりますと、平成3年から10年間の間で、土別市の農家戸数は1,464戸から977戸、33%の減少であります。現在、朝日町を含めて930戸という数字でありますし、一方、農家人口は6,011人が4,182名と30%減少であります。御案内のとおり、高齢化もなお一層進んでおりますし、気にしております新規就農者の数は過去10年間で60名という数字であります。1年間で6名でございます。そういう中であって、土別市の基幹産業が農業であると言われる中であって、10年後、20年後を見たときに、まだまだ人口が減るような心配ごとが多くあるわけでございます。

そこで、これからの本市農業をよりよく発展させるために、担い手、後継者対策についてお

尋ねをするものでございます。

活性化計画では、先ほど言ったとおり魅力ある収益性の高い農業の確立と活力ある農村社会の構築にあるとされております。そこで、担い手や後継者が夢と希望を持てるような政策が必要であります。

我が国の農業は、自給率が40%を切るという状況に相なっております。そのことで、土地の移動が進まず、放棄地が全国で39万ヘクタールあるとされております。そのことは、先ほど言った魅力だとか、将来展望がないだけに、農業を続けたいという若者が、魅力がないから、こういう数字になるのではないだろうかというふうに私は思っております。そこに国は、これではいかんということで、農地法を改正し、一般企業参入を農業に充てるということで、何とかそういうことによって生産力を上げたり、自給率を上げたりしようという姿勢を今見せているわけでございますけれども、私はそれよりもまず先に、地域地域が後継者や担い手に十分な対策を講じることが必要だと思っております。そうすることによって、きちんとした目標ができれば、規模拡大も進むでしょうし、先ほど言いました耕作放棄地もなくなるんだらうと思っております。そういうことで、担い手、後継者の対応がどのようになっているのか考えを求めるものであります。

また、このことは1市2町に広域的に連携をしてほしいという要望でございます。この案件については、北ひびき農協を広域合併して今年で5年目を迎えました。1市2町の農業予算の確保、施策の統一、これは避けることができないし、農協と行政が一体となった政策誘導が必要であると思っております。そういうことにおいて、問題が生じてどうするこうするでなくて、常に行政と農協は一体なんだよという、そういう思いを持って、これから取り組むべき課題だというように認識をしております。

士別市は、限られた農業予算の中で、今まで中山間直接払い制度の活用や農地・水・環境対策の実施など、昨年から実施をし、一定の効果を上げておりますし、昨年に引き続き農業アドバイザーを導入することによって、土づくり、人づくりを進めながら、収量30%アップ運動にも取り組むことについては、私は高く評価をするものであります。基幹産業が農業である士別市にとって、農業・農村活性化計画については重要なことであり、しかし新たに始まる農業・農村活性化計画についても、農政課題は大きなものがあり、一地方自治体やグループで解決するものではありません。

そこで、やはり士別市といたしましては、士別市ができること、北海道に求めること、国に求めることを整理をしながら、すばらしい地域をつくっていくのが行政の役割だというふうに認識をしております。そういう意味で、市長はいろいろな面で活躍する場面が多々あるかと思えますけれども、十分現状を認識をしていただいて、この問題打開のために頑張ってください。私から強く要望し、さらには期待をし、私の一般質問を終わるものでございます。よろしく願いいたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。



市長（田苅子 進君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えをいたします。

新たに始まる農業・農村活性化計画について、何点かの御質問でございました。

本市の農業、農村は、恵まれた自然と豊かな資源を生かしながら、常に生産性の高い農業経営を目指す中で、地域の基幹産業として大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、お話にありましたように、今日の農業と農村には多くの課題があり、これら乗り越えて本市の農業が未来永劫に発展していくためには、これまで以上に農業者を初め、関係機関・団体が丸となって市民全体の合意のもとに環境と調和をした持続可能な農業を確立することが極めて重要となっております。

そこで、これまで活性化計画における実績と評価についてお尋ねがございましたが、本市ではこれまで農業、農村が今後においても力強く発展していくために、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもとで貴重な財産として将来に引き継いでいくという土別市農業・農村活性化条例の精神に基づき、各種施策を講じてきたところであります。

また、これまでの計画の大きな柱は、農業の原点である土づくり、人づくりであり、これらを有機的で総合的な対策として推進してきたところであります。そこで、この土づくりにつきましては、短期間にその効果が大きくあらわれるものではありませんが、排水対策や有機物の施用などによって、地力の増進が図られてきた圃場では、気象災害の発生年にあっても平年作に近い収量と品質が確保されるなど、効果は着実にあらわれていると確信をしております。

また、人づくりにつきましては、1人でも多くの方が本市において営農ができるように、次代を担う青年や女性など、すぐれた人材を確保、育成できる施策の展開も図ってきたものであります。

このような状況から、ここ数年、農業以外から新たに本市で農業を始めた方が定着してきていることに加え、現在、新たな農業を志して研修をしている方々がいるなど、明るい兆しも見え始めておりますし、先般開催いたしました新規就農者の懇話会におきましても、自分の農業に夢と希望を持って、しっかりと将来を見据えている若者の姿を見ますときに、人づくりの成果も着実にあらわれてきたという思いを強くしたと同時に、本市農業の展望は明るいものとなることを確信しているものであります。

次に、新たな計画について、担い手対策についてお尋ねがございました。

前計画に続いて、人づくりを大きな柱とする新たな計画におきましては、まずは農家の後継者が農業を職業として選択できる環境づくりをすることを初め、農業以外からの新規参入者の受け入れ体制の整備、さらには高齢者や女性、児童など、農村の全員が活動のできる環境の整備を図るものであります。このため、お話にありました農産物の収量30%アップによって、まずは農業を魅力ある収益性の高いものとするために、しべつ農村塾によって実証圃を設置をして、各種の比較試験を行うものであり、また新規参入者の受け入れに当たっては、農家段階における受け入れ体制の整備を促進し、具体的にはその時々々の情勢に即応して展開する本市の担

い手支援事業において総合的な対策を講ずるものであります。

次に、1市2町の行政と関係機関が連携をして施策を展開すべきとの御提言がございました。

国際化や情報化が急速に進展する中であって、本地域におきましても農協の合併や市町村合併を初めとして、各分野において広域的な体制整備が図られていることから、お話のような視点に立って農業の振興を図ることが極めて重要であると思っておりますが、そのためにも北ひびき農協とも今後ともより協力をし合っていかなければならないと思っておりますし、また議員をやっておられる副組合長の丹氏から力強い、そういった先々のことを案じての質問に対して敬意を表したいと思います。

このため、本市におきましては、これまでも1市2町の行政を含む農業関係機関で組織をしている土別地域農業振興連絡協議会におきまして、地域の農業振興をより促進するために、密接な連携のもとで広域的に共通する重要な課題の検討や、その課題の解決に向けた協議を精力的に行ってきたところであります。

また、同じく広域で組織をしている土別地区担い手支援連絡協議会におきましても、1市2町が連携を図る中で、青年組織や自主的な活動に対する支援など、担い手に対する総合的な対策の推進に努めてきたものであります。

一方、上川支庁管内としても、担い手対策は農業振興における重要な課題と位置づけをして、この課題に取り組むべく、オール上川での担い手育成に向けた組織を指導農業士を初め、行政、農協、農業高校などの各関係機関の連携のもとに設立する動きがございます。

このようなことから、市といたしましては、まずはこうした広域体制のもとで、地域一体となって数々の課題の解決に向けた取り組みを進めてまいることが肝要であると考えております。

以上、申し上げてまいりましたが、農業は今大きな転換期を迎えており、日本農業・農村が今後とも発展をしていくためには、国が農業を基幹産業としてしっかりと位置づける中で、あらゆる機会を通して消費者である国民の理解を得ることで、命と暮らしを支える貴重な財産として再認識されることが重要と考えるものであります。

したがいまして、国や道として対応しなければならないこと、あるいは一自治体としてやれることなどを明確にしながら、また農協の協力も得て、地方の声をしっかり出していく中で、今後の農業情勢に対して的確に対処するとともに、新たな農業・農村活性化計画の目指す姿の実現に向けて、丹議員の御提言の趣旨も十分に踏まえて、今後とも最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 21番 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 平成20年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、土別市の農業振興策についてお伺いしたいと思います。

農業は、幾多の制度の転換を繰り返し、昨年からはスタートした品目横断的経営安定対策は来年度から水田畑作経営所得安定対策と呼び名が変わりますが、畑作経営にとっては所得の減少

ということが明確となり、稲作経営も過剰作付によって米価の下落が影響し、生産費を償うこともできなく、加えて原油高を背景に畜産経営は飼料高による経営悪化、同時に各種生産資材の値上がりによって、今後の営農に対する不安が日増しに大きくなっているのが今日の現状であります。

更に大きな問題は、WTO農業交渉も各国の意見の対立で前進がなく、日豪FTA交渉も東京での第4回の会合が予想され、いよいよ具体的な内容で協議に入ると思われますが、結果によっては壊滅的な打撃を受けることが予想されるのであります。

そこで、昨年の品目横断的経営安定対策は、当初から生産現場の指摘どおり、多くの不明な点や疑問を露呈しました。多様な担い手で支えているのが農業であります。原則10ヘクタールの農地を所有しなければ、認定農業者ではなく、政策も受けられない、いわゆる小農切り捨てであります。

また、品目緑ゲタ、黄ゲタ、ナラシという用語の誤解、小麦についても作物統計より低い共済反収を用いることによって、低い単価の設定、あるいは収入減少影響緩和対策など、ほかにも数項目について来年度見直しがされることになりましたが、制度の根幹は変わらないのであります。

今、このような農村に漂う閉塞感などをどう回復していくのか。そして、土別の基幹産業、農業の振興をどう組み立てていくのか、どう成果を出していくのが最優先に取り組みなければならないと思います。市長の執行方針にも明らかなように、価格低迷、高齢化によって活力は低下し、食糧の自給率が40%を割る中で、一方では食品の安全の高まり、環境保全の強化など、農村の果たす役割は極めて大きくなっているのも実態であります。

私は、市政のすべてにわたって、現実的な諸課題に対しての取り組みと将来にわたって、この土別を支えていく人たちに夢を実現させることに尽きると思うのです。

そこで、今回示された新年度の農業関連予算は、土別の農業の目指す方向を示すものであります。WTO、EPAなど、国際化の進展や品目横断的経営安定対策のような現実的な諸課題に対しては、土別市はてん菜について過去の生産実績のない面積に作付した場合、反当1万3,000円の助成や大豆生産に対して国の交付金事業や大型畜産事業、中山間地域等直接支払い交付金、そして農地・水・環境向上対策や農業・農村活性化計画に、土づくり、人づくりに、そして3割の収量アップを加えたことは現実的な対応としては評価をしたいと思います。

先日、地元紙で市の生き生き活性化事業で、4人と1組の新規就農者が将来の夢を語る懇談会が開かれたようであります。市の就農支援事業がこうした形で実現できたことは、非常に喜ばしいことでありますし、ぜひ成功してほしいと思うのであります。同時にこうした新規就農者や地域で頑張る担い手の皆さんが、この土別の農業を支えていくこととなります。私は、こうした人たちの夢を実現させる取り組みや事業展開を今後強く推し進めるべきと思うのであります。

さきの総合計画審査会でも提案したように、農業はただ原料生産だけで終わるのではなく、

加工して販売するための施設や、例えば土別市農畜産物加工株式会社等に働きかけをして、地元農産物の使用拡大などは期待できないものでしょうか。

また現在、食べ物の安全や自然環境保護の高まり、ゆとりや安らぎを求める生活、農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動など、グリーンツーリズムの関心が高まっております。全道的には、このことを通じて各地でさまざまな取り組みが行われ、農産物の加工、販売、産直、直売所、市民農園、そして田植え、稲刈りなどの農業体験、農家レストラン「ファームイン」などの広がりを見せております。深川市の元気村・夢の農村塾のように、農業者だけでなくいろいろな職種の人たちによって農村と都市との交流活動で地域おこしにもつながっているものであります。

そこで、私は今年の新規事業である農畜産物加工体験交流工房の建設を機会に、グリーンツーリズムを中心とした農村の夢を実現する新しい事業展開を強く要望し、お考えをいただきたいと思っております。

次に、食育推進と地産地消についてであります。

今年1月10日、北海道開発局が主催する「わが村は美しく－北海道」運動、「とんぼの未来・北の里づくり」全道セミナーに参加させていただきました。実践の事例を一つ簡単に紹介をさせていただきますが、2006年、上磯町と大野町が合併し、北斗市が誕生しました。その高校、大野農業高校植物研究班が生徒の食生活を調査した結果、野菜を食べず、環境や地産地消にも無頓着だったことに着目し、自分たちが考案した地元産野菜の使用と環境へ配慮した弁当を大農弁当と名づけ、販売するまでの3年間の取り組みでありました。決定的だったのは、北斗市が合併した記念弁当でかなったそうであります。その後は、函館市の業者が商品化を引き受け、米は道南の人気品種「ふっくりんこ」、地元産豚肉、季節の野菜30品目、1カ月限定で2,000食を。ひもを引っ張ると過熱する容器、食べた後熱源は肥料にできるパッケージにも食育クイズを刷り込むなどして、ホクレン夢大賞も受賞し、弁当を通じて食を学び、地域おこしにまでつながった例として、私は感銘を受けました。

こうした事例のように、担い手の夢の実現につながる食育と地産地消を推進するものであり、安全・安心や地元農産物の消費拡大に積極的に取り組むべきだと思っておりますが、今にもなって解決しない中国産食材の毒物混入で、国産食材の需要が高まりを見せておりますが、さきの総合計画審査会での意見にもあったように、今食習慣の乱れ、食べ残しや食品の廃棄、食生活と健康など、食の課題は大きい中で、今、土別の農業者は春まき小麦の品種「春よ恋」を雪が降る前にまくことによって、強い耐病性と生育期間が短いため、農薬の散布回数を減らすメリットを生かし、パンの原料として製粉化したものが時折見られるようになりました。多寄の生産者グループがぜひ学校給食に活用してほしいという要望に対し、来年度はどのような取り組みを考えているのか。また、市の学校給食センターで中国産食材使用は3.7%と報道されましたが、今後中国産食材の取り扱いと国産や地元産の使用について考え方をいただきたいと思っております。

次に、救急医療体制と救急搬送についてであります。

市立病院の医師不足による経営の悪化の状況は、今日まで繰り返し議論がなされており、名寄市立総合病院との広域化、連携構想について引き続き努力がなされておりますし、健全化の足がかりとして不良債務13億円を長期債務に振り替えるための公立病院改革プランを策定し、検討がなされていると思っておりますが、そこで市立病院の救急医療の体制は、病院の要である内科医師の減少によって、土別の救急搬送実態と、それに対して患者対応と医師の労働環境はどういう状況になっているのでしょうか。過重労働によって、十分な対応ができないとすれば、早急に名寄市立総合病院と救急医療だけでも搬送先の確保ができないかという声もあります。

昨年、多寄での市長と語る会に出されたこうした要請に明らかにされたように、脳と心臓に関して名寄市立総合病院の医師がかかりつけに限って直接、名寄市立総合病院に新年度に搬送できるようにしたいという考え方が示されたと思っておりますが、他の診療科目の救急体制も含めて来年度からどのような取り扱いになるのかをお示しください。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、目指す農業振興策に関する質問のうち、土別市農畜産物加工株式会社と農産物の供給及びグリーンツーリズムの体験交流工房につきまして答弁をいたしますが、救急医療体制と救急搬送並びに目指す農業振興策に関する質問のうち、食育推進と地産地消につきましては市立病院事務局長並びに教育委員会のほうから答弁を申し上げます。

本市の農業は、恵まれた自然と豊かな資源を活用しながら、常に生産性の高い経営を目指す中で、地域の基幹産業として大きな役割を果たして発展してまいりました。

しかしながら、近年は米を初めとする農畜産物価格の低迷、農業者の高齢化による農家戸数の減少、加えてオーストラリアとのEPA交渉など、一段と厳しい環境に置かれております。本市の農業を担う方々が将来に夢を持って、力強い事業展開ができるように、土づくり、人づくり、そして農産物の収量アップ、この3つを柱として土別市農業・農村活性化計画を策定し、今後の農業施策を総合的かつ計画的に推進していくものであります。

このような中で、地元で頑張る担い手の農業経営を安定化するという観点から、市内での加工、販売による地元農産物の使用についてお尋ねがございました。

北海道は、長きにわたって食品加工の原料供給地とされてきた中で、近年は各種の加工を通して地域内の収益性確保に向けた取り組みが活発に今展開されております。本市におきましては、お話の農畜産物加工株式会社によるキャベツやバレイシヨの加工を初め、土別農園、三栄アグリ、北拓、さらには上土別をきずこう会や元気母さん夕の市による農産物の加工販売などがあり、地元農産物の使用はもとより、農家世帯からの雇用など、農家経済の向上に果たす役割は極めて大きなものがあります。

そこで、今後における使用の拡大についてであります。食に対する消費者のニーズが多様

化をし、食品加工業界による競争が一層激化する時代にあつて、地元農産物を使用した新製品の開発や販路の確保は極めて厳しい状況にありますものの、本市ではただいま申し上げました事業体のほかに菓子商組合など、多くの食品加工業によって本市農産物を使用した製品の試作研究が行われておるわけでありませう。

このため、市といたしましては、新規に作付された農産物を初めとして、1次加工品などに係る各種の情報提供に努めているところでありますが、新年度におきましてはさらに試作等を通して市場性の高い加工品を商品化につなげる事業を新たに展開することで、地元農産物の一層の使用拡大を図り、ひいてはこのことが新規就農者や担い手の経営向上につながるものとなるように努めてまいります。

また、農畜産物加工体験交流工房の建設にかかわってのグリーンツーリズムを中心とした新たな事業展開についてであります。

農業と農村が有する多面的な機能がクローズアップされている中で、本市におけるグリーンツーリズムは緑豊かな自然や農村文化に触れながら、人々の交流を通して余暇活動が楽しめる体験農園やファームレストラン「ファームイン」などによって行われており、このような取り組みは都市部の人々に本市農業・農村が持つ魅力や多彩な食材をしっかりと理解していただくことで、地域全体の活性化につながるものでありますことから、その波及効果は極めて大きいものと期待をしているものであります。

新年度に建設予定しております体験交流工房は、昨年、食の安全や安心に対する信頼が大きく揺らぎ、まさに消費者の環境に対する関心が高まる中で、地元農畜産物を使用した加工体験や食育の推進を通して交流の場として建設するものでありますが、この工房は市民の方々はもとより、本市を訪れた観光客などにも活用していただくことで、都市と農村の交流に新たな道を開こうとするものであります。

ただ、この工房は建設を推進してこられた協議会の方々によって、主体的に運営は行われるものでありますし、この活用によってグリーンツーリズムや新たな事業展開を行うとなれば、お話にあった深川市のようにいろいろな職種の方々の協力が必要となりますので、まずは工房建設の所期目的達成に努める中で、新たな事業の展開に向けた地域としての受け入れ体制などにつきましては、協議会を初め関係する団体とともに、その可能性について協議をいたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 救急医療体制と救急搬送の御質問につきましては、私から答弁をさせていただきます。

近年、急速な高齢社会への移行が進んでおり、救急活動の要請については増加の傾向となつているところであります。そこで、土別消防署における平成19年の救急活動での概要を申し上げますと、土別地区730件、朝日地区80件、剣淵地区121件の合計931件の出勤実績となつてお

りますが、うち傷病者の搬送実績は882件であり、1日平均では2.4件の搬送を行っている状況にあります。このうち、378件の患者につきましては、市立病院が開院をしている時間帯での搬送でありますので、それぞれの科の医師が診療を行っておりますが、常勤医のいない科の患者で緊急の処置を要する方につきましては、名寄市立総合病院などへ転院搬送を行っている状況にあります。残る504件の患者につきましては、夜間及び休日における緊急救急搬送でありまして、当直医師及びオンコールにより呼び出された医師が診療に対応しており、症状によりましては緊急手術などを行っているところであります。また、市立病院に搬送されて脳神経外科や胸部外科などの診断が必要と思われる患者につきましては、医師の指示により名寄市立総合病院に転院搬送をしているところであります。

そこで、昨年、多寄町において開催された市長と語る会において、名寄市立総合病院への脳神経外科や胸部神経外科に通院する患者については、直接、名寄市へ搬送してほしいとの要請を受けたところであります。その後、名寄市立総合病院側とこれらのご事情について協議をした結果、脳神経外科に通院中の患者につきましては、救急隊からの連絡により直接搬送できるよう配慮したいとの通知を受けたところであります。

しかしながら、胸部外科の患者につきましては、胸部外科と循環器内科の医師が連携して救急診療に当たるため、循環器内科医師の配置状況等を考慮すると、直接の受け入れは現状の中では困難であるとの通知を名寄から受けたところであります。したがって、今後の救急体制、救急搬送につきましては、脳神経外科の患者以外は従来どおりの取り扱いとなりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、多寄産小麦「春よ恋」の学校給食への活用、中国産食材の取り扱いと国産、地元産食材の使用についてお答えをいたします。

まず、多寄産小麦「春よ恋」の学校給食パンへの活用についてであります。昨年12月26日、生産者、農協、市農林振興課などの関係者と協議をしてきております。学校給食センターでは、平成19年4月より北海道学校給食会から「はるゆたか」「春よ恋」をメインにした強力粉70%に「ホクシン」「ホロシリ」の薄力粉30%をブレンドした道産小麦によるパンの供給を受け、給食に使用しています。このようなことから、多寄産小麦「春よ恋」を単品で焼いたパンが児童・生徒にどのような評価を受けるのか、そのことを見極める必要があります。献立委員会での委員の試食を経て平成20年度にまず1度実施し、児童・生徒の評価を見た上で、その後の対応につきまして検討をしてみたいと思っております。

次に、中国産食材の取り扱いと国産や地元産食材の使用についてであります。学校給食センターでの中国産食材の使用状況は、すべて国産を使用しています。米、パン、牛乳を除きまして、平成20年1月末現在、全体の使用総数が12万3,029キログラム、うち中国産が4,508キログラムで、その使用割合は3.7%となっております。こうした中、中国産冷凍加工食品による健

康被害が発生いたしましたので、学校給食センターでは2月以降、中国産製品の安全が確認される当分の間、その使用を控えておりますが、中国産食品の安全が確認されたときには、使用していくこととしております。

また現在、日本の食糧自給率はカロリーベースで40%を割っており、食料の多くを外国に依存しなければならない状況にあります。こうした状況を踏まえ、国産食品の使用だけに限定いたしますと、必要量の確保や価格面で使用が大変難しい状況にありますので、これらのことも考慮しながら検討していく必要があると思っております。

最後に、地元産食材につきましては、これまでも地産地消に努めてきておりますが、身近で生産された食材を使用した給食は、児童・生徒が地域の産業や、そこに携わる人たちについての理解を深める貴重な学習の機会となるものでありますし、一方、安全・安心な給食を供給する上からも、なお一層その使用に意を配してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 再質問をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどの「春よ恋」の学校給食に対して使用してほしいということではありますが、昨年の、今お話があったように12月の26日に関係者が集まって、ぜひこれを試食してみようということが協議なされて、早速そのことについては取り組むというようなふうに私は理解をしておりまして、既にもうその試食ができて、子供たちに食べていただいて評価を得ているものというふうに思ったいたわけではありますが、もう3月になって、どうしてその試食のパンが子供たちに提供して評価を得られなかったのか。

それと、もう1点は、もし可能だとすれば、従来使われていた小麦粉を「春よ恋」に変更することが可能なのかどうかについてお伺いしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 再質問にお答えを申し上げます。

今お話のありましたように、12月の26日に実はお話ししたとおり、関係者と協議をいたしまして、私どもも現実的に地元の皆さん方から「春よ恋」をいただきまして、実際に試食、さらには業者との話し合いをしながら、1回食べていただくという形の中で試食をした経過が実はございます。その段階で、食の関係については非常においしいというお話をいただいたわけですが、実態的に学校給食会で採用するということになりましたら、やはり先ほどもお話をいたしましたけれども、学校給食会のほうで1度食べていただかなければ、なかなか現実的に私どもがおいしいと言いながらも、その段階の中で採用を認めていただかなかつたらならないというふうな考え方に立ってございます。

それで今、学校給食会に今後食べていただく中で、同時に子供の評価をいただくという部分を考えているところでございます。それとともに、「春よ恋」については変更できないかというお話でございますけれども、現実的に単価が1.5倍程度になるという状況がございまして、



私どもとしましても全部を変更できるというふうなことになるものですから、そのあたりも含めて今後どれだけ使えるのかという部分も含めて検討をしてみたいと、こう考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成20年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問を簡潔に早口で実施いたしますので、答弁もよろしくお願いいたします。

初めに、東大通り街路事業完了と道路標識等の安全対策についてお伺いいたします。

都市計画街路にあっては、都市計画マスタープランに基づき整備が進められてきておりますが、特に近年、南町への大型店の進出により整備が進み、南進通り、若葉通りが誕生し、新年度予算では街路整備事業として1億3,000万円で東大通り470メートルの整備が計画されておりますが、この街路の完了により今までの交通車両の流れが大きく変わることが想定されますが、行政としてはどのように想定されているかをお伺いいたします。

東大通りが完了すると、南中学校周辺を初め、南小学校、東大通りへの通行車両の増加により、交通事故の発生が懸念されますので、事故が起きてからではなく、危険な箇所を調査し、道路標識などの整備を早急を実施すべきであります。御所見をお伺いいたします。

次に、妊婦無料健診の道外里帰り健診についてお伺いいたします。

昨年3月の第1回定例会の一般質問において、妊婦無料健診が2回から19年度からは5回への公費負担が拡大されたので、本市も実施すべきと質問いたしました。答弁では、国からの回数拡大の通知が新年度予算編成後であったことに加え、この財源は地方交付税で措置されることになるが、健診の積算単価や回数が見えていないことから、対応に苦慮している。また、公費負担による無料健診の回数を拡大することは、経済的側面での子育て支援につながるものと十分理解しているが、実施に当たっては道内の医療機関において受診券による妊婦健診の受診体制の整備が必要となるので、今後、道の健診体制の整備状況と他市の動向などを注視しながら対応をすとの答弁でありました。

新年度予算では、母子保健事業の妊婦健康診査の公費負担拡大として、妊婦健康診査料の助成をこれまでの前期・後期の2回及び35歳以上音波検査1回から妊婦全期を通じて5回及び超音波検査1回に拡大し、助成するとありますが、昨年1月16日、厚生労働省通知では最低必要な健診の時期と内容がありますが、本市の助成内容を伺うとともに、他市の実施状況をお伺いいたします。

また、昨年の答弁では、道の健診体制の整備状況で対応することになるので、北海道内での健診に限っているのかをお伺いいたします。もし、道内だけとするならば、本市にあっては寒冷地における自動車の関連施設があり、当然、道外の実家での里帰り出産も想定すべきであります。全国的に見ると、里帰り出産を希望している方々のために、里帰りで居住地から離れ、県外で妊婦健診をして助成を可能にしている自治体も増えてきております。手続は里帰り先の医療機関で実費を支払った後、後日領収書を添えて申請すれば、助成金が支払われる償還払い

の方法であります。前段で申し上げましたが、本市にあっては道外での里帰り出産も想定されますので、道外での妊婦健診にも助成すべきであります。御所見をお伺いいたします。

次に、学校支援ボランティア活動事業の推進についてお伺いいたします。

文部科学省は、2008年当初予算に新規事業として学校支援地域本部事業として50億4,000万円を計上いたしました。全国の中学区単位に地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進、教員の不足や忙しさを補うため、保護者や教育への意欲、能力を持つ人材など、地域住民が積極的に学校支援活動に参加することを促しております。この支援活動を地域の人に担ってもらう地域ボランティアの拠点になるのがボランティア本部であります。全国に約1万ある中学校の学区ごとに設置することが検討されており、調整役など学校というより地域住民が中心となった活動が期待されております。既に、先進的な地域によっては、こうした取り組みを行われておりますが、ボランティア探しの苦労や多くの地域住民や保護者に呼びかける学校側の諸経費など、経済的な負担が重くなっております。このたび、地域本部ボランティアを募る際の広報活動費用やボランティア名簿の作成経費、各種会議の費用など、財政面での支援も行うことになり、ボランティア本部を今後4年間かけて全国に設置する方針であります。学校と地域との連携体制の強化を図り、地域全体で学校教育の支援づくりを進めるため、新たな予算措置もありますので、ボランティア本部の積極的な推進をすべきであります。御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から妊婦無料健診の道外里帰り健診について答弁を申し上げますが、東大通り街路事業の完了と道路標識等の安全対策並びに学校支援ボランティア活動事業の推進につきましては、市民部長並びに教育委員会のほうから答弁を申し上げます。

妊婦健康診査につきましては、健診助成回数の拡大により、経済的側面での子育て支援を行うとともに、妊婦や胎児の健康状態を確認し、妊婦の方々が安心して出産できる体制づくりは重要なことから、本年4月より健診助成の回数を拡大して実施することにいたしております。

そこで、本市の助成内容についてであります。国が示した5回の妊婦健康診査の時期と内容に基づき、北海道が北海道医師会等と協議をした内容により助成をいたすことにいたしております。その具体的な内容を申し上げますと、第1回目の健診時期は妊娠8週前後として、2回目は20週前後、3回目は24週前後、4回目は30週前後、5回目は36週前後に実施をし、検査項目につきましては問診及び診察、血圧及び体重測定並びに尿検査は毎回実施し、健診時期により肝炎検査や貧血及び血糖検査を加えることといたしております。

更に、超音波検査につきましては、妊娠週数の確認や胎児の発育状況の確認に必要なことから、全妊婦を対象に初回の健診時に1回実施することにしております。

また、他市の実施状況につきましては、本年2月に平成20年度妊婦健康診査の実施予定回数を調査した結果、回答のありました32市のうち5回実施が本市を含め27市で3回実施が4市、

2回実施が1市となっており、5回実施する市におきましては、本市と同様の健診時期及び検査項目を実施する予定となっております。

次に、妊婦健康診査の助成は北海道内での健診に限定しているのかとのお尋ねですが、妊婦が希望する道内の医療機関に市町村が発行する受診券を提出することによって、妊婦健康診査の助成を受けられるよう、道内市町村の代理人として北海道が北海道医師会及び各大学病院などと健診内容等について協定を締結して実施することから、助成の対象となるのは受診券により道内の医療機関で受診した場合となっております。

そこで、北海道以外での妊婦健康診査にも助成すべきではないかとのお尋ねであります。近年は、道外に里帰りをされて出産をされる方も見受けられており、里帰りの時期につきましては道内で5回、妊婦健康診査を受けられないことも予想されます。したがって、健康な赤ちゃんを産み育てるためには、妊娠中に定期的な健康診査を受けることが大切なことから、里帰りにより他の都道府県で妊婦健康診査を受診される場合におきましても、道内で受診した場合と同様の公費負担を受けられますように、償還払いによる助成措置を実施をしてみたいと考えております。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 東大通り街路事業完了と道路標識等の安全対策についてお答えをいたします。

平成15年度から整備を進めてまいりました東大通り街路事業につきましては、新年度に全線が開通予定であり、開通後は交通量が大きく変わってくることが予想されております。現在はショッピングセンターや遊技施設などを利用する車両及び、国道を避けて旭川方面へ向かう車両などが南中学校前の南町東2区1号通りを経由し、南町東1号線に集中している状況であります。

今後は、通過車両の大部分が新設される東大通りを利用して旭川方面や、新たに接続される既設市道東2条19丁目通りを経由して大型店へ直接向かうことができるようになるなど、1経路に集中していた交通量が拡散され、地域の方々が危惧されておりました南中学校周辺の交通量は大幅に軽減されるものと想定いたしており、当該地域の交通緩和が図られるものと考えております。

交通安全対策につきましては、交通安全施設整備調整会議において警察署と協議をしているところであり、市は道路管理者として歩道、交差点の街路照明灯、カーブの警戒標識などを設置することとなります。一方、信号機の設置、一時停止等の規制標識、横断歩道等の指示標識につきましては、公安委員会が管理することとなっております。今回の東大通り街路事業では、事故防止のため、街路の両側における歩道の設置や街路照明灯8基等を計画しております。また、各学校周辺につきましても、道路標識等が既に設置されているところでありますが、開通後の周辺状況変化につきましても、警察署と協議し、確認、検討をしてみたいと存じ

ます。

更に、信号機の設置等につきましては、議員御承知のとおり他の市町村交差点の状況や予算関係等を考慮の上、公安委員会において検討がなされるところでありますが、南町地域は大型商業施設や急速に開発が進む宅地造成等々も行われておりますことも踏まえまして、引き続き土別警察署を通じて要望をしてみたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から学校支援地域本部事業についての御質問にお答えいたします。

最初に、学校支援地域本部事業の趣旨、目的でございますが、近年、青少年をめぐるさまざまな問題が発生しており、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されているところでございます。また、教員と子供が向き合う時間を拡充するために、多忙な教職員を支援し、勤務負担の軽減を図ることが重要でありますので、地域全体で学校教育を支援するための全国の中学校単位に学校と地域との連携体制を構築を図る学校支援地域本部事業を実施しようとするものであります。事業の流れといたしましては、文部科学省に学校支援地域活性化推進委員会を設け、都道府県に事業を委託し、道から各市町村に再委託することとなり、平成20年度に委託を受けた市町村におきましては、平成22年度までの3カ年にわたりまして委託を受けることができるとされておりまして、実施にかかわる費用の全額が委託金として実行委員会に付与されることとなっております。

また、市町村が行う内容といたしましては、学校長、PTA関係者、公民館長、自治会関係者等で構成する実行委員会を設置し、地域の現状をよく理解している地域コーディネーターと実際に活動をしていただくこととなります学校支援ボランティアを配置し、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校行事の開催協力に携わっていただくこととなります。あわせて市民が生涯学習で学んだ成果を生かす場として活用していくこととなっております。土別市におきましては、地域全体で学校教育を支援することは必要で、かつ重要であるとの判断から、基本的には新年度から着手してみたいと考えておりますが、当初は中央地区の中学校をモデルとしてスタートし、事業の推移、実施経過等を見ながら、対象地域を拡大していく方法で取り進めてみたいと考えております。

なお、事業の実施に当たりましては、学校の理解と協力が不可欠な事業でございますので、事務局を担当いたします教育委員会と各学校、各関係機関等との協議を深め、連携を取りつつ、地域の方々の協力を得ながら、実行委員会と各学校に設置いたします学校支援地域本部の役割を十分果たしていく中で、地域の連帯感の形成、地域の教育力の向上に努めてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明14日から20日までの7日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、明14日から20日までの7日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 零時06分散会）